

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和7年9月16日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 15 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方使用の車両等と熊本県警察職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和7年8月26日専決

熊本県知事 木 村 敬

番号	発 生 日 発 生 場 所	和 解 の 相 手 方 相手方の車両等	損害賠償の額	和解事項
1	令和7年2月16日 菊池郡大津町大字平川 地内	個 人 (所有者) フェンス等	110,000円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。
2	令和7年6月9日 熊本市東区健軍地内	個 人 (車両所有者) 軽乗用車	180,000円	

番号	発 生 日 発 生 場 所	和 解 の 相 手 方 相手方の車両等	和 解 事 項
3	令和7年4月1日 熊本市東区東町地内	個 人 (車両所有者) 普通乗用車	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。